

道路法に基づく施行承認(第24条) 手続きの流れ

期間は2週間程度

①道路工事施工承認申請

- 道路工事施行承認申請書等を作成し、道路管理課へ提出ください。(郵送も可)
- 申請書等の様式は市道路管理課のホームページに掲載しております。
- 許可期間や施工内容を更新する際も同様の手続が必要です。
- 許可が下りた際は、道路管理課の担当より連絡いたします。

道路を規制する

道路を規制しない

期間は2週間程度

②市道路通行止申請

- 市道路通行止申請書等を作成し、道路管理課へ提出ください。(郵送も可)
- 申請書等の様式は市道路管理課のホームページに掲載しております。
- 申請書の記載方法等不明な点は道路管理課までお問い合わせください。
- 許可が下りた際は、道路管理課の担当より連絡いたします。

③道路使用許可

- 道路使用許可申請書を作成し、水戸警察署へ提出ください。
- 申請に係る内容や手数料等については、水戸警察署の申請窓口へご確認ください。
- 添付書類に「市道路通行止許可書」の写しが必要です。

④着工届

- 工事着手前に着工届を道路管理課へ提出ください。
- 様式は市道路管理課のホームページに掲載しております。

⑤完成届

- 工事完了後に完成届、引渡書及び施工状況や不可視部分、出来形が分かる写真を道路管理課へ提出ください。
- 様式は市道路管理課のホームページに掲載しております。
- 許可条件・内容にそぐわない場合は、是正処置を求める可能性があります。